

## 全国経済同友会震災復興部会 意見書

### 「東日本大震災からの復興の加速に向けて」

平成 25 年 10 月 7 日  
全国経済同友会震災復興部会

#### はじめに

東日本大震災の発生から 2 年半余りが経過した。被災地では、今も多くの被災者が仮設住宅などで生活し、先の見えない暮らしを余儀なくされている。一日も早い復興に向けて、引き続き、官民を挙げた取り組みが必要である。

安倍政権は現場主義による復興を掲げ、福島復興再生総局の設置による除染作業の加速、復興予算の増額、省庁横断のタスクフォースの設置などの措置を講じてきた。これらの措置は徐々に成果を上げつつあり、ガレキ処理や道路・防潮堤などの再建が進んでいる。我々は政府の一連の取り組みを評価している。

民間企業も復興庁や被災した自治体への職員派遣を進めるなど、一時的なものに留まらない復興支援活動を展開している。また、被災した企業の中にも、新規の事業分野への進出や新たな資金調達手法の活用、自主的な除染活動による早期の事業再開など、自らリスクを負いながら、本業を通じた復興への取り組みを進めているところもある。

ただ、被災地では、資材価格の高騰や人材不足などの問題も生じており、全般的に見ると復興は遅れていると言わざるを得ない。加えて、用地取得などの課題もあり、被災者の生活再建に直結する高台移転や災害公営住宅の整備は特に遅れが目立っている。地域の経済を下支えする地場産業の再生も順調に進んでいるとは言い難く、雇用環境は数値上、改善の動きが続いているとはいえ、一時的な求人が多く、依然として厳しい状況が続いている。そのため、東北地方太平洋沿岸が震災以前から直面していた若年人口の流出や労働力の減少といった課題は、一層深刻さを増している。

復興は、公共インフラの再整備にとどまるものではない。被災地において、将来にわたって、持続可能な地域社会が構築されることこそ真の復興であり、その鍵は、住民生活の基盤となる産業・雇用の確立に他ならない。

全国経済同友会震災復興部会では、こうした認識に基づき、これまでに実施した現地視察を踏まえ、復興の加速に向けて以下の通り提言する。

## 1. 速やかな住宅再建に向けて

震災によって一時的に膨大な需要が生じた以上、資材価格の高騰や人手不足は止むを得ないが、住環境の整備は急務である。

そのため、発注方法の見直しなどの措置に加え、生活再建に直結する事業から順次実施するよう可能な限り調整を図るべきである。また、被災地では、各県がリーダーシップを発揮して各市町村の復旧工事の計画的実施に努めるよう求める。

併せて、権利関係が不明な用地の速やかな取得を図るため、岩手県で進められているモデルケース<sup>1</sup>に倣い、各自治体による財産管理制度<sup>2</sup>の活用が重要である。国においても複数の共同相続人を一人の財産管理人が代理できるようにするなど、法律上の特例措置を講じるべきである。

なお、住環境の整備にあたっては、地域コミュニティの再生の観点が不可欠である。単なる箱物行政とならないよう、NPO などとも連携したきめ細かい生活支援の実施が必要である。

## 2. 基礎自治体の機能強化に向けて

### (1) 基礎自治体への人的支援の継続を

依然、被災した自治体の人手不足は深刻である。既に国や独立行政法人などから多くの人材が派遣<sup>3</sup>されているが、一層の増員も必要である。さらに、全国の自治体による職員派遣<sup>4</sup>の経費への交付税措置の継続などの措置を求める。

また、我々も、特に被災地にて難航している区画整理や建設施工管理などを支援するため、社員だけではなく定年などで退職した民間企業の経験者にも働きかけを行い、幅広い人的支援を実施していく所存である。

---

<sup>1</sup> 岩手県釜石市鶴住居川・片貝海岸の防潮堤整備事業(H25年4月26日復興庁記者発表資料)。

<sup>2</sup> 財産の所有者や相続人が不明な場合に、家庭裁判所が選任した財産管理人が当事者に代わって財産の保存や処分を行う制度。

<sup>3</sup> 各省庁から69名が被災三県に派遣されている他、復興庁の採用した職員(青年海外協力隊帰国隊員、公務員OB、民間実務経験者等)による市町村支援150名、独立行政法人都市再生機構の現地支援体制316名などの復興支援が行われている(復興庁HP被災自治体の復興体制の支援)。

<sup>4</sup> 平成25年5月14日現在、全国の地方自治体より2,056名の職員が派遣されている(H25年7月26日総務省報道資料)。

## (2) 合併も視野に入れた基礎自治体の連携強化を

被災地は震災以前から少子・高齢化や人口減少に直面しており、各市町村がこれまで同様、単独の基礎自治体として総合的な行政機能を維持し続けることには限界がある。住民の意向も踏まえながら、合併も視野に入れた中長期の視点での街づくりが必要である。

そのため、現在実施している復旧・復興事業においても、一部事務組合制度の活用はもとより、さらなる広範な行政機能の連携を図り、周辺市町村との共同による事業実施を図るべきである。また、国・県においては、被災地における市町村の連携事業にインセンティブを付与する法令の整備や再編の方向性の提示などを求める。

## (3) 震災復興計画の見直しを

被災した各自治体では、震災直後に策定した震災復興計画に基づき、現在、復旧・復興事業を実施している。しかし、震災から2年半余りが経過する中、住民の心境にも変化が生じている。

復旧は速やかに実施する必要がある一方、復興は中長期の視点に立って、将来にわたる持続可能性を考慮しながら取り組まなければならない。広域連携の活用や維持管理費の軽減なども踏まえた地域の身の丈に合った計画が求められるため、住民の意向を踏まえ、各自治体は必要に応じて当初策定した震災復興計画を見直すべきである。

## 3. 持続的な産業基盤の確立に向けて

### (1) 復興交付金の対象の拡大を

復興交付金制度の対象となる基幹事業は、5省40事業に限定されている。自治体が自主的に実施する効果促進事業も認められているものの、社会インフラ整備に関連する事業に留まっている。被災地の課題が産業・雇用の確立に移りつつある点を踏まえ、企業誘致や農地集約化のための用地取得、被災企業の経営支援などの産業分野にも対象を拡大すべきである。

### (2) 復興特区制度の充実と柔軟な活用を

復興特区制度の中心である新規立地促進税制は、企業に対して敢えて被災地への立地を促すには不十分<sup>5</sup>である。適用要件の緩和とともに、税制措置の期間を延長するよう求める。

---

<sup>5</sup> 指定を受ける事業年度に一定額以上の設備投資を実施することなどの要件が課されている上、税制措置を受けられる期間も5年間に限られている。

また、復興特区の申請にあたっては、必要事項の概略が示されている<sup>6</sup>にもかかわらず、審査過程で修正や追加作業を求められることも多く、申請手続きに要する負担が大きくなっている。企業が積極的に提案に貢献するため、計画作成に関わる事務手続きの簡素化を求める。

### (3) 復興特区制度による農業分野の規制緩和を

被災地の主要産業が一次産業であることに鑑みれば、特区制度の活用によって農業・漁業の活性化を図ることが不可欠である。水産業では、宮城県石巻市桃浦地区が水産業復興特区に認定され、漁業者と企業の連携による復興への取り組みが始まったところであり、我々もこうした取り組みが各地に広がることを大いに期待している。

農業の復興においても、企業が有する流通や商品開発等のノウハウを積極的に活用することが必要であり、特区として農業生産法人への企業の出資比率上限の引き上げや役員に関する規定の緩和など、企業が農業分野に進出しやすい環境を整備するよう求める。

### (4) 産業分野のコーディネーターの組織化を

被災地では、グループ補助金などの措置により操業を再開したものの、旧来の販路が失われているといった課題もあり、従来にない発想や創意工夫により付加価値を高めた新たなビジネス展開が求められている。

こうした状況に対し、各省・県・国公立大学などでは、企業間のマッチングや農商工連携による新商品開発を支援するコーディネーターを設けているが、相互の連携が弱く、企業側の要望に対応しきれていない。そのため、これらのコーディネーターを組織化し、各県においてプロジェクトの立ち上げから事業化までを一貫して支援する体制を構築すべきである。

なお、こうした事業化支援は、民間企業での経験が活きる業務であるため、我々としても豊富な経験を有する定年退職者などに働きかけ、人材面から支援を展開していく所存である。

## 4. 原子力災害の克服に向けて

### (1) 国の責任として原子力災害の克服を

東京電力福島第一原子力発電所では、廃炉に向けた作業が進められているものの、汚染水の漏洩や地下水の流入などの問題が生じており、安倍政

---

<sup>6</sup> 東日本大震災復興特区法第4条第2項、復興特別区域基本方針

権は、国が前面に出て必要な対策を講じる方針<sup>7</sup>を示した。福島第一原子力発電所の廃炉作業は国際的にも注目を集めており、原子力災害を克服し、福島県の再生を実現することは、東日本大震災からの復興において特に重要な課題である。

国の責任として復旧・復興に全力を尽くすことが不可欠であり、福島第一原子力発電所事故を総合的に担当する国務大臣を明確に定め<sup>8</sup>、統一した指揮命令系統の下に必要な対策を迅速に実施するよう求める。

## (2) 除染作業の加速に向けて放射性廃棄物処理の道筋を

福島県浜通り相双地区は、原発事故の影響により被災地の中でも厳しい状況を強いられている。除染作業を加速し、可能な限り住民の帰還を促していくことが必要であるが、既に膨大な量のガレキや土砂等の放射性物質の付着した廃棄物が仮置き場に蓄積されている。これらの貯蔵・管理が除染作業の障害となっているため、国として最終処分場・中間貯蔵施設の設置を急ぎ、速やかに放射性廃棄物処理の道筋を示すよう強く求める。

## (3) 帰還困難区域の被災者支援を

帰還困難区域については、現状のままに放置するのではなく、放射線量が低減するまでの間、国が一括して買い上げや借上げを行い、代金・賃料によって被災者の生活再建を支援していくことも考えられる。長期にわたっての避難が余儀なくされる帰還困難区域の被災者に対し、本格的な支援策の検討を開始すべきである。

## おわりに

東日本大震災からの復興、原子力災害の克服は、わが国にとって国際公約ともいふべき課題であり、長期にわたる官民を挙げた粘り強い取り組みが必要である。我々、全国経済同友会は復興に向けた決意を新たにし、震災復興部会による活動や「IPPO IPPO NIPPON プロジェクト」による被災地支援を継続するとともに、個人・企業の立場からも息の長い支援活動を展開する所存である。

以上

<sup>7</sup> 「汚染水問題に関する基本方針」(H25年9月3日原子力災害対策本部決定)

<sup>8</sup> 第2次安倍内閣では、3名の国務大臣(経済産業大臣・内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償請求支援機構)・原子力経済被害担当・産業競争力担当、環境大臣・内閣府特命担当大臣(原子力防災)、復興大臣・福島原発事故再生総括担当)が職務に当たっている。

《全国経済同友会震災復興部会 構成団体》

北海道経済同友会  
（一社）秋田経済同友会  
福島経済同友会  
埼玉経済同友会  
（一社）神奈川経済同友会  
富山経済同友会  
（一社）岐阜県経済同友会  
滋賀経済同友会  
（一社）神戸経済同友会  
鳥取県経済同友会  
広島経済同友会  
（一社）香川経済同友会  
福岡経済同友会  
熊本経済同友会  
鹿児島経済同友会

青森経済同友会  
仙台経済同友会  
（公社）栃木県経済同友会  
千葉県経済同友会  
山梨経済同友会  
（一社）金沢経済同友会  
静岡経済同友会  
（一社）京都経済同友会  
奈良経済同友会  
島根経済同友会  
山口経済同友会  
愛媛経済同友会  
佐賀経済同友会  
大分経済同友会  
沖縄経済同友会

（一社）岩手経済同友会  
山形経済同友会  
群馬経済同友会  
（公社）経済同友会  
新潟経済同友会  
福井経済同友会  
中部経済同友会  
（一社）関西経済同友会  
（一社）和歌山経済同友会  
（一社）岡山経済同友会  
（一社）徳島経済同友会  
土佐経済同友会  
長崎経済同友会  
宮崎経済同友会

以上、全国 44 経済同友会